|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国連 | CPD/C/NZL/CO/2-3 |
| United Nations logo | **障害者の権利に関する条約** | 配布：一般2022年9月26日オリジナル：英語 |

**障害者権利委員会**

 ニュージーランドの第2・3回報告に対する総括所見 [[1]](#footnote-1)\*。

 I. はじめに

1. 委員会は、2022年8月23日および24日に開催された第596回および第597回会合[[2]](#footnote-2) において、ニュージーランドの第2回および第3回合併定期報告[[3]](#footnote-3)を検討した。委員会は、2022年9月5日の第613回会合で本総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従い、また報告前質問事項に対応して作成されたニュージーランドの第2次および第3次報告[[4]](#footnote-4)を歓迎する。

3. 委員会は、締約国の大規模なハイレベル代表団との間で行われた建設的な対話に感謝する。この代表団は、さまざまな省庁、団体、機関からの代表を含み、委員会が口頭で提起した質問に対してさらなる詳細な説明を行った。また、締約国から提供された追加的な書面による情報を認める。

 II. 肯定的な側面

4. 委員会は、2014年の前回の総括所見以降、条約を実施するために締約国がとった措置を歓迎し、以下を含む障害のある人の権利を促進するためにとられた措置を歓迎する：

 (a) 2016年10月に障害者権利条約の選択議定書に加盟；

 (b)　2022年7月に障害者省（マオリ語：Whaikaha ワイカハ）を設立した；

 (c) 国のケアおよび宗教に基づく施設のケアにおける歴史的虐待に関する王立調査委員会を2018年に設置した；

 (d) 「よき生活の実現」（Enabling Good Lives）事業の全国的な実施；

 (e) メンタルヘルスと依存症に関する政府調査委員会を2018年に設置；

 (f) 2018年家族暴力法を採択した。

 III. 主な懸念事項と勧告

 A. 一般的原則と義務（第1～4条）

5. 委員会は懸念している

 (a) 障害が政府全体の責任であるとの認識が、政府の全職務分野（portfolio areas）にわたって欠如していること、障害者担当省以外の障害者団体とのかかわりが欠如していること、障害者団体が立法・政策プロセスに有意義に関与する能力を構築するための適切な資金が不足していること；

 (b) この条約を実施するための立法や政策プロセスにおいて、マオリ族の障害のある人が十分に参加していないこと。

6. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **すべての政府の全職務分野にわたる責任を強化するための戦略を策定すること。その戦略の目的は、障害が分野横断的な問題として認識されること、共同計画、共同制作、共同評価を含め、条約を実施するための立法および政策プロセスへの緊密な協議と積極的な関与を確保するために、障害者団体との有意義なパートナーシップを構築すること、および、障害者団体が政府の担当分野横断的なパートナーシップに参加する能力を構築するために適切な資金を提供されることである。；**

(b) **ワイタンギ条約、障害者権利条約、先住民族の権利に関する国連宣言を反映し、障害のあるマオリ族が密接に協議され、意思決定過程に積極的に関与し、自己決定権が認められるような立法・政策の枠組みを整備すること。**

 B. 具体的な権利（第5～30条）

 平等と非差別（第5条）

7. 委員会は懸念している

 (a) 1993年の人権法には、合理的配慮の拒否を差別の一形態として認める明確な規定がない；

 (b) 障害のあるマオリ族やパシフィカ族を含む、複合的かつ交差的な形態の差別；

 (c) ニュージーランド人権委員会に寄せられた障害を理由とする苦情の件数が多いこと、人権委員会および人権審査法廷に提出された苦情案件の解決に長い時間がかかっていること。

8. **委員会は、平等と非差別に関する一般的意見第6号（2018年）を想起し、締約国に勧告する**：

(a) **1993年に制定された人権法を改正し、合理的配慮の否定を差別の一形態として明確に認め、条約第2条に規定された意味と一致する合理的配慮の定義を立法化する；**

(b)　**障害とその他のアイデンティティや生活上の状態（年齢、性別、人種、先住民の地位、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの地位、民族性、移民の地位、出身国など）との交差に基づく差別を含め、複合的かつ交差的な形態の差別からの明確な保護を提供するために必要な法的措置およびその他の措置を採用すること；**

(c) **ニュージーランド人権委員会と人権審査法廷に、差別苦情をタイムリーに解決するために必要な財政的・人的資源を提供する。**

 障害のある女性（第6条）

9. 委員会は懸念している

 (a) マオリ族、パシフィカ族、移民の障害のある女性と少女を含む障害のある女性と少女の問題が、ジェンダーと障害に関する法律と政策の両分野で主流化されることを確実にするための、包括的な交差アプローチが欠如していること；

 (b) 障害のある女性と少女の人権を向上させ、促進するための代表的な団体がないこと。

10. **委員会は、障害のある女性と少女に関する一般的意見第3号（2016年）と持続可能な開発目標5を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **マオリ族、パシフィカ族、移民の障害のある女性や少女を含む障害のある女性や少女の問題が、ジェンダーと障害に関する法律や政策の分野で包括的に扱われるようにするため、ジェンダー影響声明や障害観点声明（disability perspective statement）の（対象）範囲も含む、施策や政策メカニズムを強化する；**

(b) **障害のある女性と少女が自らを代表する団体を発展させることを支援するために、財政的な支援を含む戦略と対策を策定する。**

 障害のある子ども（第7条）

11. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 障害のあるマオリ族の子どもを含め、障害のある子どもが、立法や政策立案、意思決定プロセスにおいて、自分たちの意見を表明できるようにするための措置や常設のメカニズムが欠如していること；

 (b) 子どもと若者の福祉戦略など、子どもに関する国家的枠組みの実施に情報を提供するために、教育省やオランガ・タマリキ（子ども省）などによって収集された、障害のある子どもに関する分類されたデータが不足していること。

12. **委員会は、2022年に出された障害のある子どもの権利に関する子どもの権利委員会と障害者権利委員会の共同声明を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **障害のあるマオリの子どもを含め、障害のある子どもが他の子どもと平等に意見を表明できるための措置と常設のメカニズムを確立すること；**

(b) **特に教育、ケア、保護、青少年司法の分野において、効果的な早期介入を行うために、障害のあるマオリの子どもを含め、障害のある子どもに関する包括的で分類されたデータの収集を強化する。**

 意識の向上（第8条）

13. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 障害のある人の権利と尊厳の尊重を促進し、持続的かつ体系的な意識改革を生み出すための啓発活動やキャンペーンに関する包括的な国家戦略が欠如していること；

 (b) 障害のある人の権利に関する意識向上プログラムにおいて、障害のある人およびその代表団体、特に低身長の人（persons of small stature）など、十分に表に出ていないグループの参加が限られていること。

14. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **生活のあらゆる側面における固定観念、偏見および有害な慣行と闘い、持続的かつ体系的な態度変容を生み出すために、社会全体、特に障害のある人、その両親および家族、専門職グループ、メディアおよびあらゆるレベルの政府関係者の間で、障害のある人の権利と尊厳に関する認識を高めるための包括的な国家戦略を採択し、資金を提供すること；**

(b) **障害のある人の権利と尊厳に関する啓発プログラムの設計、開発、実施において、あまり表面に出ていない障害のある人のグループを含む障害者団体と緊密に協議し、その積極的参加のための措置を強化すること。**

 アクセシビリティ（第9条）

15. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 2004年に制定された建築法の施行が遅々として進んでいないことが、公共建築物へのアクセスの困難さと、既存建築物の改修を長引かせている；

 (b) 物理的環境、交通、情報通信技術およびシステムを含む情報および通信へのアクセスにおいて、障害のある人が経験する継続的な障壁；

 (c) 手頃な価格でアクセシブルな住宅の不足と、新築公共住宅の15％のアクセシビリテイという控えめな目標；

 (d) 障害者団体からの報告によると、現在国会に提出されている「ニュージーランド人のためのアクセシビリティ法案」には強制力がなく、民間団体や地方自治体は対象外である可能性があり、基準の設定や意思決定機関がなく、定められた期間内に目に見える変化を生む義務も欠いている。。

16. **アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014年）を想起し、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **2004年建築法の実施を促進し、実施措置の目標と期限を約束する；**

(b) **低身長の人など、十分に表に表れていないグループを含む障害者団体と緊密に協議し、その積極的な関与により、既存のアクセス障壁をなくすために、ユニバーサルデザインの原則に裏打ちされたアクセシビリティ戦略を採用し、実施すること；**

(c) **ユニヴァーサルデザインの原則を採用し、新たに建設される公共住宅については、100％のアクセシビリティを目標とすることを約束し、民間部門が建設する新しい住宅については、義務的なアクセシビリティ要件を導入する；**

(d) **特別委員会の報告書の発表を受け、ニュージーランド人のためのアクセシビリティ法案に関する懸念に対処するため、障害者団体との共同計画・共同制作プロセスを確立する。**

 生命の権利（第10条）

17. 委員会は、2019年終末期選択法の制定期間中に表明された否定的な認識と障害のある人の切り捨て、およびそのような見解が同法の実施、監視、見直しに及ぼす潜在的な悪影響を懸念する。

18. **委員会は、2019年終末期選択法の監視と見直しのメカニズムが、障害のある人へのこの法の影響について公に利用可能な情報を提供することを勧告する**。**この情報には、医療専門職が抱く否定的な認識を打ち消し、意思決定における強制を防止するための安全保護措置の有効性が含まれる。**

 危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

19. 委員会は、障害者団体の関与の欠如が、アクセス可能でタイムリーな情報、コミュニケーション戦略およびサービスの欠如など、障害のある人のための締約国のコロナウイルス感染症（COVID-19）対策に欠点をもたらしていることに懸念をもって留意する。

20. **委員会は、締約国に対し、2021年に独立監視メカニズムによって作成された「パンデミックにおける障害のある人の権利の実現に関する報告書」に含まれる勧告を踏まえ、COVID-19の対応策と復興策の立案と実施において、障害者団体と緊密に協議し、それを積極的に関与させるよう勧告する。**

 法の下の平等な承認（第12条）

21.　委員会は、法律委員会による成人の意思決定能力に関する見直しに留意する。しかし、後見制度と代理意思決定制度の廃止が進んでいないこと、また、この制度を支援付き意思決定制度に完全に置き換える時間枠がないことを懸念している。

22. **委員会は、法の下の平等な承認に関する一般的意見第1号（2014年）を想起し、締約国に対し、法の下の人としての障害のある人の承認を否定し又は減少させる目的又は効果を有するあらゆる法律及び政策、慣行又は慣習を廃止すること、並びに障害のある人の自律、意思及び選好を尊重する全国的に一貫した支援付き意思決定の枠組みを実施することを勧告する。**

 司法へのアクセス（第13条）

23. 委員会は懸念している：

 (a) ケアと保護、青少年司法、および刑務所における障害のある人の過多な出現率；

 (b) 無料の独立した弁護活動や法的代理制度がないこと。

24. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **年齢相応の手続き的配慮の強化、障害のある人が司法制度にかかわるようになることを防止するための措置、司法制度およびケア・保護制度における障害のある人の権利に関する研修など、ケア、保護、青少年司法および刑務所における障害のある人の過多な出現に対処するための障害司法戦略を策定する；**

(b) **無料の独立した権利擁護制度を確立し、適切な資源を提供し、地域社会の法律相談サービスの資源を増やす。**

 身体の自由と安全（第14条）

25. 委員会は、1992年に制定された精神保健法（強制的な評価と治療）を廃止して置き換えるという公約を歓迎するが、新たな精神保健法が依然として強制収容と強制治療を認めている可能性があること、また、障害のある人、特に精神(psychosocial)障害のある人の代表団体を通じての障害のある人の、この法の改正プロセスへの参加が積極的に行われていない可能性があることを懸念する。

26. **委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドラインを想起し、締約国に対し、新たな精神保健法制に条約の原則と基準を盛り込み、機能障害を理由とする自由の剥奪や強制的な治療を認める規定を確実になくし、策定過程に障害のある人、特に精神障害のある人が積極的に関与するようにすることを勧告する**。

27. 委員会は懸念している：

 (a) 2017年の薬物依存症（評価・治療）法を含む、機能障害を理由とする非自発的拘禁と強制治療を可能にする法律；

 (b) 2003年の知的障害（強制ケアおよびリハビリテーション）法は、強制ケア命令の延長を含み、知的障害のある人が刑事司法制度で科される刑の最長期間を超える期間、拘束されることを認めていること。

28. **委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドラインを想起し、締約国に勧告する：**

(a) **2017年薬物依存症（評価・治療）法を含む、機能障害を理由とする自由の剥奪を認めるすべての条項を廃止する；**

(b) **障害のある人が刑事司法制度で服することになる刑期の上限を超える期間、拘禁されることを認める2003年知的障害（強制ケアおよびリハビリテーション）法の条項を廃止する。**

 拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由（第15条）

29. 委員会は、拘禁の場において、障害のある人、特に精神障害のある人、または知的障害のある人に対して、独房監禁、隔離、身体的および化学的拘束、その他の制限的慣行が継続的に、場合によっては長期にわたって使用されていることに深刻な懸念を抱いている。

30. **委員会は、締約国に対し、拘禁の場における独房、隔離、身体的および化学的拘束、その他の制限的な慣行の使用を撤廃するための行動を直ちにとるよう勧告する。**

 搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

31. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 障害のある人に対する暴力の発生率は、それ以外の人々よりもはるかに高く、マオリ族やパシフィカ族の女性や少女を含め、障害のある女性や少女は、高いレベルのジェンダーに基づく暴力を経験している；

 (b) 家庭内暴力と性的暴力をなくす国家戦略は、障害のある人に関しては（男女差にとらわれない）ジェンダー・ニュートラルである。

32. **委員会は、障害のある女性と少女に関する一般的意見第3号(2016年)を想起し、締約国に対し、障害のある人と緊密に協議し、障害のある人、特にマオリ族とパシフィカ族の障害のある女性と少女の積極的な関与の下で、次のことを行うよう勧告する：**

(a) **障害のある人が経験する高頻度の暴力に対処し、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力と闘うための対策を策定し、それをニュージーランド障害者戦略の成果分野4に含める；**

(b) **家族からの暴力と性的暴力をなくすための国家戦略の中に、ジェンダーに特に留意した障害対策を盛り込み、障害のある女性と少女のための特定の問題が、戦略全体を通して主流化されるようにする。**

33. 委員会は、現在の施設環境にいる障害のある人が、ケアにおける虐待に関する王立調査委員会（Royal Commission of Inquiry）によって暴露されたのと同様の暴力、虐待、ネグレクトを経験していることを懸念している。

34. **委員会は、施設における暴力、虐待、ネグレクトを助長する立法と政策の枠組みを改正し、障害のある人を施設環境から退所させ、地域社会で生活するための適切な支援を提供し、施設と加害者を調査し制裁し、被害者に回復支援サービスと救済を提供するために、緊急の行動をとることを勧告する**。

 個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

35. 委員会は深刻な懸念を抱いている：

 (a) 委員会の2014年総括所見に対して、締約国が、障害のある子どもの不妊手術に親が同意できるという事実に対処していないこと、また、障害のある女性や少女に関して、本人の同意なしに不妊手術、避妊手術、中絶手術の使用を認めている法律に対処するための行動をとっていないこと；

 (b) インフォームド・コンセントを提供できる年齢に達する前のインターセクシュアルの乳幼児や子どもに対する、緊急性がなく、押しつけがましく、かつ、不可逆的な医療介入やホルモン剤の投与が禁止されていないこと；

 (c) 障害のある子どもに対するアシュリー治療や成長減衰治療を禁止する法律的規定がないこと（ニュージーランド国外でこれらの治療を受けることを禁止することを含む）；

 (d) 障害のある人の個人的同意なしに行われた不妊手術や中絶手術、同意なしに行われたインターセックスの子どもへの緊急性のない医療介入、成長減衰治療に関するデータが不足していること。

36. **委員会は、締約国に対し、以下のことを要請する：**

(a) **個人の同意なしに行われる不妊手術、避妊手術、中絶手術を直ちに中断し、障害のある女性と少女に対するそのような手術を禁止する統一法を採択するための緊急措置をとること。そのような処置を禁止する統一法を採択するための緊急措置をとること；**

(b) **インフォームドコンセントを与えることのできる年齢前のインターセックスの子どもに対して、外科手術、ホルモン療法、その他の医療行為を含む、不必要で患部の切開を伴う、かつ不可逆的な医療介入を行うことを明確に禁止する明確な立法規定を採用すること；**

(c) **子どもの権利委員会が以前に行った勧告**[[5]](#footnote-5)**を想起し、子どもの権利に基づくインターセックスの子どものための医療手順を開発し、実施する。その際、保健チームが従うべき手順とステップを定め、乳幼児期や小児期に不必要な医療や外科的治療を受けることがないようにし、身体をそのままの状態で保護すること、自律性、自己決定に対する子どもの権利を保証し、インターセックスの子どもを持つ家族に適切なカウンセリングと支援を提供する；**

(d) **ニュージーランド国外での施術の禁止を含め、成長減衰治療（アシュレイ治療）を禁止する立法規定を採択する；**

(e) **個人の同意なしに行われた医療介入の被害者に対して、法的救済と支援・回復サービスおよび適切な補償へのアクセスを含む、全体的（ホリスティック）救済を提供するための法的規定を採択すること；**

(f) **個人の同意なしに行われた不妊手術、避妊手術、中絶手術、インターセックスの子どもに行われた緊急性のない医療介入、成長減衰治療に関する報告およびデータ収集を確実にするための措置を策定すること。**

 移動と国籍の自由（第18条）

37. 委員会は懸念している：

 (a) ニュージーランドの入国管理規則のもとで適用される健康要件の許容水準は、入国管理および一部の亡命手続きにおいて障害のある人に対する実質的な差別を認めている；

 (b) 地域社会でのケアを含め、フルタイムのケアが必要な機能障害のある人の医療費免除ポリシーに基づいて不適格となること；

 (c) 2009年移民法の規定により、ニュージーランド人権委員会に移民の決定に関する苦情を申し立てることができないこと。

38. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人、および移民・難民の団体と緊密に協議し、その積極的な関与の下、移民・亡命に関する法的な手続きや手順において、障害のある人が特に以下のような差別（特に 許容される基準の健康要件の適用）に直面しないよう、移民・亡命に関する法律や行政規則を見直し、改正すること。；**

(b) **フルタイムのケアが必要な機能障害のある人の医療費免除ポリシーにおける不適格を取り消す；**

(c) **人権委員会への移民関連の苦情の申し立てを禁止している、2009年移民法第392条第2項および第3項を廃止する。**

 自立した生活と地域社会への包摂（第19条）

39. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 「よき生活の実現」事業の下で取り組みの展開に時間がかかっており、胎児性アルコール症候群の人など特定の機能障害タイプがプログラムから除外されている；

 (b) グループホームや寄宿制特別学校を含むすべての入所型施設を閉鎖し、障害のある人が地域で自立して生活できるよう地域支援を可能にする包括的な脱施設化戦略が欠如していること；

 (c) 障害のある人がどこで誰と暮らすかを選ぶを選択する際の障壁。例えば、手頃な価格のアクセシブルな住宅の不足や、支援の共有と結びついた集合居住を提供する「障害者地域居住支援サービス戦略」など；

 (d) 障害児のための寄宿制特別学校への公的資源の継続的投資。

40. **委員会は、自立して生活し、地域社会に包摂されることに関する一般的意見第5号（2017年）、および緊急時を含む脱施設化ガイドラインを想起し、締約国に勧告する**：

 (a) **「よき生活の実現」事業の全国展開を加速し、胎児性アルコール症候群の障害のある人を含むすべての障害のある人が対象となるようにする；**

 (b) **グループホームや寄宿制特別学校を含むすべての入所施設を閉鎖し、障害のある人が地域で自立して生活できるよう地域支援を提供するため、具体的な期間と十分な予算を確保した包括的な脱施設化戦略を策定する；**

 (c) **手頃な価格のアクセシブルな住宅の供給を増やすことに取り組むことや、支援の共有と結びついた集合住居を防止するために、障害者地域居住支援サービス戦略などのプログラムを改革することにより、障害のある人が住む場所や相手を選択する際の障壁を取り除くための対策を策定すること；**

 (d) **障害のある子どものための寄宿制特別学校への投資を中止し、障害のある子どもが家庭に戻り、インクルーシブ教育を受ける権利を行使するために十分な支援が提供されることを保証する脱施設化プロセスを確立するための措置をとること。**

 個人の移動（第20条）

41. 委員会は、資金の上限と支援機器や設備の高額な費用の結果、障害のある人が適切な支援機器、改造サービス、移動補助具を購入できないことを懸念する。

42. **委員会は、締約国に対し、障害のある人のための支援機器を含む、必要な支援用具、改造サービス、移動補助具の手頃な価格を確保するための措置を講じるよう勧告する。**

 表現と意見の自由、情報へのアクセス（第21条）

43. 委員会は懸念している：

 (a) 分かりやすい版（Easy Read）、手話言語、点字、触覚・補強・代替コミュニケーション手段など、アクセシブルな形式による政府情報の提供に問題がある；

 (b) ニュージーランド手話、英語、マオリ語の通訳ができるトリリンガル通訳を含む、ニュージーランド手話通訳者の不足。

 (c) 字幕と（音声）解説放送を提供するテレビ局は限られており、資金提供は年単位のみであること；

 (d) 障害のあるマオリ族のためのアクセシブルな情報とコミュニケーションの提供を増やす具体的な取り組みがないこと。

44. **委員会は、締約国に勧告する：**

 (a) **アクセシビリティ憲章の適用範囲を地方自治体および地区保健委員会に拡大し、アクセシブルな情報通信様式および技術の提供のための資金と能力を増やすことにより、アクセシビリティ憲章の実施を強化する；**

 (b) **ニュージーランド手話、英語、マオリ語の間の通訳が可能なトリリンガル通訳者を含む、手話言語通訳者の訓練および雇用のための奨励策を導入し、資金を増やす；**

 (c) **テレビ局に資金が確保され、字幕と（音声）解説放送が提供されるようにするための法律を採択する；**

 (d) **障害のあるマオリ族のために、文化的に適切でアクセシブルな情報とコミュニケーションの提供を増やすための具体的なイニシアチブを開発する。**

 家庭と家族の尊重（第23条）

45. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 委員会の2014年総括所見に対し、締約国が、障害のある親からその同意なしに、養子縁組のために子どもを連れ去ることを認める1955年養子縁組法第8条を廃止する措置をとっていないこと；

 (b) その兄弟姉妹が一緒に家庭にいられれるようにする能力を含む、保護される障害のある子どものための適切な里親（family placements）の欠如；

 (c) 障害のある子どもとその家族に対する包括的な情報、サービスおよび支援の欠如が、寄宿制特別学校への入学を含む、家庭外の住居のあっせんをもたらしている；

 (d) オランガ・タマリキ（子ども省）内に障害のある親に関する具体的な政策やガイドラインがなく、障害のある人に対する人権理解が限られているため、新生児を含む子どもが障害のある親、特に知的障害のある親や障害のあるマオリ族の親から引き離されてしまう。

46. **委員会は、障害児の権利に関する子どもの権利委員会との共同声明を想起し、締約国に勧告する：**

 (a) **1955年養子縁組法第8条を廃止し、障害のある親が養子縁組に関して他の親と同等に扱われるよう、同法を改正する；**

 (b) **障害のある子どものための里親（family placements）を増やし、兄弟姉妹がそこで一緒にいられるようにするための戦略を実施する；**

 (c) **家庭以外の住居のあっせんや寄宿制****特別学校を含む入所施設への入所を防ぐために、障害のある子どもとその家族に対する包括的な情報、サービス、支援を大幅に増やし、資源を提供する；**

 (d) **オランガ・タマリキ（子ども省）において、「緊急の問題」と題された2020年のオンブズマン報告書の勧告を実施し、新生児や子どもが障害のある親、特に知的障害のある親や障害のあるマオリ族の親から、機能障害を理由に引き離されないようにするために、条約を遵守する障害、ジェンダー、文化的に適切な専門知識、政策、ガイドラインを増やすために、直ちに行動を起こすこと。**

 教育（第24条）

47. 委員会は懸念している：

 (a) インクルーシブ教育が法律や政策で約束されているにもかかわらず、特別学校、寄宿制特別学校、特別教育の分教室など、分離した学習環境に障害のある生徒が入学するケースが増加している；

 (b) インクルーシブ教育への投資ではなく、障害のある子どものための寄宿制特別学校への入学条件を変更する提案があること；

 (c) 障害のあるマオリ族の子どもが、寄宿制特別学校に在籍する割合が高いこと。

48. **インクルーシブな教育を受ける権利に関する一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5および4.aを想起し、委員会は締約国に勧告する**：

(a) **インクルーシブ教育戦略を策定する。そこには、分離された教育環境を主流のインクルーシブ教育システムに移行するための措置、特別教育からインクルーシブ教育への資金と資源の移行、教員研修におけるインクルーシブ教育の優先、統一されたインクルーシブ教育方針とガイドラインの確立、インクルーシブ教育カリキュラムの開発、地域社会の意識の向上と促進が含まれる；**

(b) **寄宿制特別学校への入学要件を変更する提案を撤回し、資金と資源をインクルーシブ教育システムに振り向ける；**

(c) **障害のあるマオリ族の子どもが寄宿制専門学校に通う割合が高いことに対処するため、地域社会のワナウ（whānau、拡大家族のネットワーク）にとどまるための支援の提供を含む、文化的に適切な具体的戦略を策定する。**

 健康（第25条）

49. 委員会は、障害のある人、特に知的障害のある人、マオリ族やパシフィカ族の障害のある人が経験する、一般人口に比べて劣悪な健康状態と平均余命について懸念している。

50. **委員会は、締約国に対し、障害のある人の健康戦略の策定を進めるとともに、保健サービスへのアクセスを拡大し、障害のある人の健康状態を改善するために、ニュージーランド障害者戦略、保健サービスと成果に関する政策（Kaupapa、マオリ語）調査、太平洋保健福祉戦略への道（Pathways to Pacific Health and Well-being Strategy）内の対策を強化し、促進するよう勧告する。**

 労働と雇用（第27条）

51. 委員会は懸念している：

 (a) 障害のある人の一般人口に比べて低い労働力参加率と、開かれた労働市場における雇用率の低さが続いている；

 (b) 障害のある人のための分離雇用プログラム（ビジネス企業（訳者注：障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業に相当するもの））の継続と最低賃金適用除外許可の使用。

52. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある女性、障害のあるマオリ族、障害のあるパシフィカ族を含む障害のある人と緊密に協議し、その積極的な参加を得て、障害者雇用行動計画の策定を促進すること；**

(b)　**分離された雇用から開かれた労働市場への移行を確保するための資源、時間枠、監視機構を備えた具体策を、障害者雇用行動計画に盛り込むこと；**

(c) **1983年最低賃金法第8条を廃止し、障害のある人が同一価値労働同一賃金の原則に基づいて賃金を支払われるようにする。**

 相当な生活水準と社会的保障（第28条）

53. 委員会は懸念している：

 (a)　一般人口の2倍の確率で貧困状態にある障害のある人、および3倍の確率で貧困状態にあるマオリ族の障害のある人における貧困の不釣り合いなレベル、および福祉専門家諮問グループの勧告の実施が遅延していること；

(b)　ばらばらの障害者支援モデル、そして医療、ハビリテーションとリハビリテーションのサービス、および所得支援へのアクセスに関して、傷害補償公社による補償を受ける資格のある人と、障害者支援制度の支援を受けている人との間に格差があり、後者ほど適切な生活水準を維持する上での障壁に直面する可能性が高い；

 (c) 胎児性アルコール症候群、慢性疲労症候群、その他の慢性疾患や希少疾患のある人を障害者支援制度から除外すること。

54. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人のための社会保障制度内の不公平と複雑さに対処するため、福祉専門家諮問グループの勧告の実施を促進する；**

(b) 傷害**補償公社の受給者とその他の障害のある人との間の不公平に対処するための共同設計および共同制作プロセスを通じて、障害のある人のための支援システムの分断に早急に対処すること。そこに、すべての障害のある人のための均一の基準を確保するための統合された支援モデルの検討を含める。**

(c) **胎児性アルコール症候群、慢性疲労症候群、その他の慢性疾患や希少疾患のある人が、障害者支援制度を利用し、障害者政策やプログラムに組み込まれるようにする。**

 政治的・公的活動への参加（第29条）

55. 委員会は、障害のある人が自らの持続可能な団体を結成し、障害のある人を代表する能力を構築するための支援が不足していること、特に、障害のあるマオリ族、障害のあるパシフィカ族、障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人、障害のある子ども、障害のある女性および少女を代表する団体が不足していることを懸念する。

56. **委員会は、締約国に対し、障害のあるマオリ族、障害のあるパシフィカ族、障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人、障害のある子ども、障害のある女性および少女の団体の発展を支援することを含め、障害のある人が持続可能な代表団体を組織することを支援するための財源を含む戦略および措置を策定するよう勧告する。**

 C. 特定の義務（第31～33条）

 統計とデータ収集（第31条）

57. 委員会は、保健、教育、雇用、司法を含むすべての生活領域にわたる障害のある人の状況に関するデータと統計に関して、深刻な欠点があることを懸念をもって指摘する。また、障害のあるマオリ族、障害のあるパシフィカ族、障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人、障害のある子ども、障害のある女性と少女の状況を含む、分類されたデータの欠如に懸念をもって留意する。

58. **委員会は、締約国に対し、ニュージーランド統計局と共同で、特に障害のあるマオリ族、障害のあるパシフィカ族、障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人、障害のある子ども、障害のある女性および少女に関して、条約に含まれる義務の全範囲に関する分類されたデータの収集および公的報告のための適切かつ全国的に一貫した手段を確保するため、全国的な障害データの枠組みを開発するよう勧告する。**

 国内での実施と監視（第33条）

59. 委員会は懸念している：

 (a) 締約国が独立監視メカニズムの報告に含まれる勧告に応じていない、または組み入れていないとの情報を受け取ったこと；

 (b) 障害者団体連合が、独立監視メカニズムの1つのパートナーとしての役割を果たすための、同連合への財政支援を含む資源の不足。そこには、同連合が障害者コミュニティと広く関わり、政府機関やその他の利害関係者との条約実施活動やフォーラムに参加し、公用語であるマオリ語への翻訳を含め、障害のある人と効果的にコミュニケーションを図ることなどが含まれる。

60. **委員会は締約国に、独立監視メカニズムと委員会の活動へのその参加に関する委員会のガイドライン**[[6]](#footnote-6)**を考慮すること、および次の事項の実施を勧告する：**

(a) **説明責任のプロセスと独立監視メカニズムとの連携を強化し、同メカニズムの報告に含まれる勧告の成果と実施状況を追跡し、公に報告する；**

(b) **障害者団体連合が独立監視メカニズムのパートナーとしての役割を効果的に果たせるよう、財政支援を含む十分な資源を割り当てること。**

 IV.フォローアップ

 情報の普及

61. **委員会は、本****総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。講ずべき緊急措置に関して、****委員会は、自立した生活と地域社会への包摂に関するパラグラフ40、および相当な生活水準と社会的保障に関するパラグラフ54の勧告に、締約国の注意を喚起したい** 。

62. **委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府および国会のメンバー、関連省庁の職員、地方自治体、教育、医療、法律の専門職などの関連専門職グループのメンバー、ならびにメディアに対し、最新の社会的コミュニケーション戦略を用いて、検討および行動のために本総括所見を伝達するよう勧告する。**

63. **委員会は、締約国に対し、定期報告の作成に市民社会団体、特に障害者団体を参加させることを強く奨励する。**

64. **委員会は、締約国に対し、本総括所見を、非政府団体および障害者団体、障害のある本人およびその家族に、手話言語を含む国語および少数言語、わかりやすい版を含むアクセシブルな形式で、広く普及させ、人権に関する政府のウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。**

 次回定期報告

65. **締約国は、定期報告に関して簡略化された報告手続きの下で報告することを選択した。委員会は、報告前に問題リストを作成し、締約国に対し、事前質問事項の受領後1年以内に回答を提出するよう要請する。2030年10月25日までに提出されることが期待される締約国の回答は、第4～6回の定期報告となる。**

（翻訳・佐藤久夫、松井亮輔）

1. \* 第 27 回委員会（2022 年 8 月 15 日～9 月 9 日）で採択。 [↑](#footnote-ref-1)
2. [CRPD/C/SR.596](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.596)および[CRPD/C/SR.597](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.597)参照。 [↑](#footnote-ref-2)
3. [CRCPD/C/NZL/2-3](http://undocs.org/en/CRPD/C/NZL/2-3)。 [↑](#footnote-ref-3)
4. [CRPD/C/NZL/QPR/2-3](http://undocs.org/en/CRPD/C/NZL/QPR/2-3). [↑](#footnote-ref-4)
5. [CRC/C/NZL/CO/5](http://undocs.org/en/CRC/C/NZL/CO/5)、パラ25。 [↑](#footnote-ref-5)
6. [CRPD/C/1/Rev.1](http://undocs.org/en/CRPD/C/1/Rev.1)、附属書。 [↑](#footnote-ref-6)